

東海旅客鉄道株式会社戦傷病者乗車券引換規則の一部改正（特別急行列車つばさ号の全車指定席化に伴う改正）

現行	改正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(戦傷病者乗車券類引換証の使用方)</p> <p>第7条 戦傷病者又はその介護者が、前2条の規定により乗車券類を引き換える場合に必要とする戦傷病者乗車券類引換証の枚数は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 戦傷病者乗車券引換証（甲種）及び戦傷病者乗車券引換証（乙種） 片道乗車券については1枚、往復乗車券及び連続乗車券については2枚とする。</p> <p>(2) 戦傷病者急行券引換証（甲種）及び戦傷病者急行券引換証（乙種） 1個の急行列車の急行券及び旅客規則第57条第7項の規定を適用して発売する特別急行券について1枚とする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(戦傷病者乗車券類引換証の使用方)</p> <p>第7条 戦傷病者又はその介護者が、前2条の規定により乗車券類を引き換える場合に必要とする戦傷病者乗車券類引換証の枚数は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 戦傷病者乗車券引換証（甲種）及び戦傷病者乗車券引換証（乙種） 片道乗車券については1枚、往復乗車券及び連続乗車券については2枚とする。</p> <p>(2) 戦傷病者急行券引換証（甲種）及び戦傷病者急行券引換証（乙種） 1個の急行列車の急行券、旅客規則第57条第7項の規定を適用して発売する特別急行券及び同第57条の3第4項の規定を適用して発売する特別急行券について1枚とする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

附則

この通達は、令和4年3月12日乗車となるものから施行する。